

3. 資源物やごみの処理	
1. 処理の概要	



かまくら3R推進  
ロゴマーク

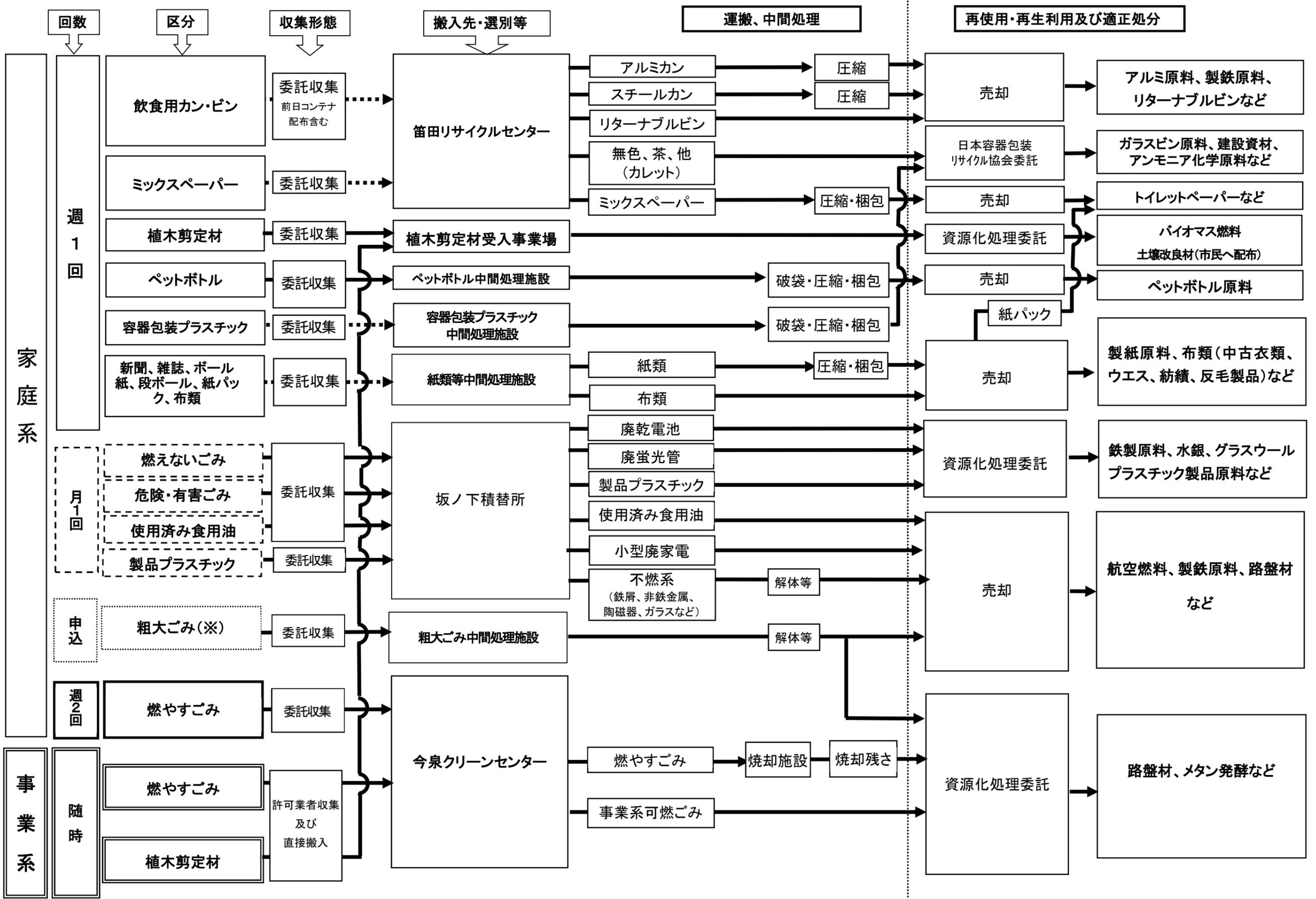
### 3. 1. 1 資源物とごみの収集

5 分別 (22分類: ①~⑳)

1. 資源物	
※1	①② 飲食用カン・ビン : 週1回収集
※2	③ 植木剪定材 : 週1回収集
※3	④~⑨ 紙類・布類 : 週1回収集 (④ミックスペーパー ⑤新聞紙 ⑥雑誌・古本 ⑦紙パック ⑧ダンボール ⑨布類)
※4	⑩ ペットボトル : 週1回収集
※5	⑪ 容器包装プラスチック : 週1回収集
※6	⑫ 使用済み食用油 : 月1回収集
※7	⑬ 製品プラスチック : 月1回収集
2. ⑭ 燃やすごみ : 週2回収集	
3. ⑮ 燃えないごみ : 月1回収集	
※8	
4. ⑯~㉑ 危険・有害ごみ : 月1回収集 (⑯蛍光管 ⑰乾電池類 ⑱体温計等水銀使用のもの ⑲スプレー 缶・カセットボンベ ⑳割れたガラス・刃物類 ㉑ライター)	
5. ㉒ 粗大ごみ : 随時収集 (予約制)	



- ※1 飲食用カン・ビンの分別収集を平成9年(1997年)10月から全市実施
- ※2 植木剪定材の分別収集を平成9年(1997年)10月から全市実施
- ※3 紙類・布類は平成16年(2004年)2月から収集の委託化により、紙類と布類の収集日を統合
- ※4 ペットボトルは平成12年(2000年)11月から全市域で分別収集開始
- ※5 容器包装プラスチックは平成15年(2003年)9月から平成17年(2005年)9月まで試行地域で分別収集を実施し、平成17年(2005年)10月から全市域で実施
- ※6 使用済み食用油の分別収集を平成19年(2007年)4月から全市実施
- ※7 製品プラスチックの分別収集を平成27年(2015年)1月から全市実施
- ※8 危険・有害ごみの分別収集を平成9年10月から全市実施、令和6年(2024年)10月ライター追加



※粗大ごみについて、令和6年(2024年)9月までは名越、今泉の両クリーンセンターで収集・持込受付後中間処理、10月からは環境センター(今泉)で受付後、中間処理施設(委託)へ搬入

	<b>3. 資源物やごみの処理</b> <b>1. 処理の概要</b>	
--	--	--

### 3. 1. 3 クリーンステーション

令和7年（2025年）4月1日

**クリーンステーション**  
 市内 5,249 箇所  
 全世帯数 77,358 世帯



※戸別収集開始に伴い、下記エリアの燃やすごみはクリーンステーション収集対象外  
 今泉・今泉台・岩瀬・山ノ内・鎌倉山・笛田・七里ガ浜・大町五丁目自治会エリア・松葉町内会エリア

	<b>3. 資源物やごみの処理</b> <b>1. 処理の概要</b>	
--	--	--

### 3. 1. 4 ごみ収集車両など

令和7年(2025年)4月1日現在

車 種	台 数
パッカー車 (2ト)	6 台
深ボディダンプ車 (2ト)	6 台
バキュームダンパー車 (1.95 トン)	1 台
軽深ボディダンプ車 (0.35ト)	15 台
軽自動車	6 台
合 計	34 台



#### パッカー車

燃やすごみ等を  
収集します。

#### 軽深ボディダンプ車

狭い道での収集で  
活躍しています。



#### 深ボディダンプ車

粗大ごみ等を収集  
します。



	<b>3. 資源物やごみの処理</b> <b>1. 処理の概要</b>	
--	--	--

### 3. 1. 5 名越クリーンセンター周辺環境調査

名越クリーンセンターの焼却による周辺環境への影響を経年的に測定するため、平成 18 年度(2006 年度)から、周辺地域の大气及び土壌環境調査を実施しています。

大气調査は毎年度、土壌調査は 3 年に 1 回実施し、結果を住民の皆様に報告しています。

なお、今泉クリーンセンターについては、平成 27 年(2015 年) 3 月をもって焼却を停止したため、調査は行いません。

#### 大气調査項目

- ①ダイオキシン類
- ②水銀
- ③ヒ素
- ④鉛
- ⑤カドミウム
- ⑥塩化水素
- ⑦二酸化硫黄
- ⑧一酸化窒素
- ⑨二酸化窒素
- ⑩窒素酸化物
- ⑪浮遊粒子状物質

#### 土壌調査項目

- ①総水銀
- ②カドミウム
- ③鉛
- ④六価クロム
- ⑤ヒ素
- ⑥セレン
- ⑦ダイオキシン類

前回の土壌調査は、令和 3 年度(2021 年度)に実施しているため、令和 6 年度(2024 年度)は大气及び土壌調査を実施しました

- ・ 令和 6 年度(2024 年度)の経費

名越クリーンセンター周辺土壌・大气環境調査業務 2,764 千円

### 3. 1. 6 ごみ処理の広域化

鎌倉市、横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町の4市1町のごみ処理広域化については、施設を共有し、共同使用することで、効率的な施設運用、管理が可能となり、環境に与える負荷を軽減し、また財政的なメリットを享受できます。

このことから「横須賀三浦ブロックごみ処理広域化基本構想（素案）中間報告」の考え方や検討経過を踏まえ、鎌倉市と逗子市は、平成18年(2006年)4月に覚書を締結し、焼却施設や生ごみ資源化施設の整備に向けた協議を進めてきました。

しかしながら、平成19年度(2007年度)末に逗子市から生ごみを資源化する施設の建設については鎌倉市との共同整備に参画しないが、焼却施設は鎌倉市との共同整備を前提に協議を継続したい旨の意向が示されたため、以降は覚書の見直しと焼却施設整備についての協議を行ってきました。

逗子市は、平成21年(2009年)2月、逗子市長が平成21年度(2009年度)施政方針及び予算提案説明において、逗子市の既存焼却施設について、当面10年を超える延命化を行う方針を発表しました。このことにより、鎌倉市、逗子市の広域での焼却施設を逗子市に早期に整備することは困難な状況となりました。

そこで、平成22年(2010年)2月4日に、平成18年(2006年)4月24日付で締結した2市(鎌倉市・逗子市)でのごみの広域処理に関する覚書を合意の上解除し、同日付で2市でのごみ処理に関する今後の協議について、燃やすごみを共同で焼却処理するための施設を新たに設置するに当たり、燃やすごみのごみ質を統一することを前提に、各市における生ごみ資源化施設等の稼働を踏まえ、広域焼却施設の整備及び両市の「ごみ処理広域化実施計画」の策定について協議する旨の確認書を取り交わしました。

平成27年度(2015年度)には、鎌倉市・逗子市に葉山町を加えた2市1町での広域化の枠組みについて検討を開始するとともに、平成28年度(2016年度)には、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会(以下「協議会」という。)を設立し、ごみ処理の広域連携についての覚書を平成28年(2016年)7月29日に締結しました。

この覚書に基づき、ごみ処理広域化実施計画の策定を進めてきましたが、本市の新ごみ焼却施設建設について周辺住民との話合いが平行線となっている中で、ごみ処理は様々な手法が考えられることから、平成29年(2017年)11月に開催した協議会で燃やすごみ処理の広域連携の可能性の検討について要請したところ了承されたため、広域連携の可能性及びごみ処理広域化実施計画の策定に向けて協議を行い、令和2年(2020年)8月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」(以下「広域化実施計画」という。)を策定しました。

3. 資源物やごみの処理	
1. 処理の概要	

「広域化実施計画」では、2市1町でゼロ・ウェイストを目指し徹底したごみの減量・資源化を進め、令和7年度（2025年度）から2市1町の燃やすごみについては逗子市既存焼却施設で行うこととしており、令和7年（2025年）1月には逗子市と燃やすごみの処理に関する事務委託に係る協定書等を締結し、同年4月から市内で排出された燃やすごみの一部を逗子市既存焼却施設で処理しています。

逗子市既存焼却施設の稼働期間はおおむね令和16年度（2034年度）までとし、将来のごみ処理体制として人口減少によるごみの減量、新技術の実用化の進捗、国の更なる広域化（広域化ブロック区割の設定見直し及び県内他市町村との連携）や施設の集約化の考え方を踏まえて、2市1町だけで新たな焼却施設を建設するのではなく、ゼロ・ウェイストを目指し、更なるごみの減量・資源化を進めていくこととしています。

現在は、協議会において、処理の一元化や2市1町で連携して取り組むごみの減量・資源化策に係る協議を進めるとともに、廃棄物処理に関する情報収集等を行っています。



### 3. 1. 7 生ごみの資源化

市では平成20年（2008年）11月に、市民・事業者にごみを分別していただき資源化する施設として、山崎浄化センターの用地内に下水汚泥と生ごみ等を混合してメタン発酵しエネルギーを回収する「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設」を整備することを決定しました。

平成21年度（2009年度）はこれに基づき、既存の浄化センター施設の能力評価や設計諸元・技術的課題の整理、事業効果の検証などについての基本構想策定調査業務や、事業化に向けたフローシートの検討、施設配置計画の検討、概算事業費の算定、事業スケジュールの策定、基本設計関係図書の作成等からなる基本計画策定業務に取り組みました。

しかし、平成21年（2009年）11月に施設を整備しないでごみを減量・資源化する方策について検討を行い、平成23年（2011年）1月20日に山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設を整備せずに、ごみを減量・資源化する方針を決定しました。

生ごみの資源化は第2次一般廃棄物処理基本計画にも位置づけられ様々な検討を進める中で、平成28年度（2016年度）に策定した第3次一般廃棄物処理基本計画や同年度に締結した鎌倉市・逗子市・葉山町におけるごみ処理広域連携についての覚書の基本方針において「生ごみの減量・資源化を共通の課題として連携して取り組む。」としていることから、第3次一般廃棄物処理基本計画や広域連携における覚書の基本理念である「ゼロ・ウェイストの実現」を図るため施設整備を図り、生ごみの資源化を進めることとしました。

生ごみの資源化に当たっては、生活環境整備審議会の意見を取りまとめた「生ごみ資源化にあたって留意すべき事項について」、令和3年（2021年）5月に当審議会から答申を得た「鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について」、平成31年（2019年）3月に公表した「将来のごみ処理体制についての方針」及び令和3年（2021年）6月に改訂した「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」に基づき施設整備を進めていきます。

また、令和2年（2020年）8月に策定した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」においても2市1町で生ごみの資源化を行っていくことを位置づけています。



### 3. 1. 8 名越中継施設の整備

これまで本市では、昭和48年（1973年）に竣工した今泉クリーンセンターと、昭和57年（1982年）に竣工した名越クリーンセンターの2箇所のごみ焼却施設で、市内より排出される燃やすごみの焼却を行ってきましたが、両クリーンセンターともに施設の老朽化等により、焼却を停止しました（今泉クリーンセンターは平成27年（2015年）3月、名越クリーンセンターは令和7年（2025年）1月）。

燃やすごみの処理手法については、新焼却施設の整備に向けて、平成25年（2013年）6月に「鎌倉市ごみ焼却施設基本構想」を策定し、平成28年（2016年）3月には「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画」を策定しました。新ごみ焼却施設の建設に向けて、周辺住民に対して安全安心な施設づくりや周辺まちづくりの提案を行いましたが、話し合いは平行線となり、新ごみ焼却施設の建設は、行政計画として決定している山崎下水道終末処理場未活用地を基本としつつ、ごみ処理は様々な手法が考えられることから、燃やすごみ処理の広域連携の可能性についても検討しました。その結果、新焼却施設を建設する場合と建設せずにごみの減量・資源化を進めた場合を比較し、後者に方針転換することが妥当であると判断したことから、平成31年（2019年）3月に「将来のごみ処理体制についての方針」を公表しました。

徹底した減量・資源化を進め、燃やさざるを得ないごみについては、令和2年（2020年）8月に策定した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」及び令和7年（2025年）1月に逗子市と締結した「逗子市と鎌倉市との可燃ごみの焼却処理の事務委託に関する協定書」に基づき、広域処理により令和7年（2025年）4月から逗子市既存焼却施設で処理しています。

このような背景の中、本市の燃やすごみを安定的かつ効率的に処理するため、燃やすごみを大型車に積み替えるためのごみ中継施設が必要となります。

そのため、逗子市既存焼却施設稼働停止後の広域連携での活用も見据え、令和6年（2024年）12月に施工事業者と本契約を締結し、令和10年（2028年）10月の稼働を目指し、既存焼却施設の解体及びごみ中継施設の整備を進めます。

	<b>3. 資源物やごみの処理</b> <b>1. 処理の概要</b>	
--	--	--

### 3. 1. 9 家庭系ごみ有料化の実施

市では、循環型社会を構築するため、市民・事業者等と連携・協働して3R（発生抑制・再使用・再生利用）を進めています。

この一つの方策として、ごみの有料化は、ごみを減らすことにより費用負担が減るので、ごみの減量に対する意識が働き、ごみの発生抑制の効果があるとともに、ごみの量に応じた負担の公平性が図られることから、平成27年（2015年）4月1日から「家庭系ごみの有料化」を実施しています。

本市のごみ処理においては、市内に2カ所あった「ごみ焼却施設」のうち、老朽化等の理由により平成27年（2015年）3月で今泉クリーンセンターの焼却を停止した以降、ごみの焼却量を名越クリーンセンター1カ所で適正に焼却可能な30,000トン以下にすることが課題でしたが、市民の皆様の理解と協力を得て家庭系ごみの有料化を実施するなど、3Rを進めてきた結果、令和元年度（2019年度）には30,000トンを超え、目標を達成することが出来ました。

令和7年（2025年）1月には、名越クリーンセンターの焼却も停止し、令和7年度からは鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき、逗子市焼却施設を中心に処理をしていきます。令和6年度（2024年度）の焼却量は21,541トンと着実にごみの減量が進んでいますが、逗子市既存焼却施設で処理可能な10,000トン以下にすることが喫緊の課題となっています。

今後も、将来に向けて安定的なごみ処理体制を確立するため、継続して「家庭系ごみの有料化」を実施します。

#### 有料化の概要

- ・ 有料化の方法

指定収集袋による手数料の徴収

- ・ 有料化の品目

燃やすごみ、燃えないごみ

#### 指定収集袋の価格

大きさ	1セット(10枚)	1枚あたり
5L袋 (S)	100円	10円
10L袋 (M)	200円	20円
20L袋 (L)	400円	40円
40L袋 (LL)	800円	80円



	<b>3. 資源物やごみの処理</b> <b>1. 処理の概要</b>	
--	--	--

- ・戸別収集専用品目集積所設置及び維持管理事業補助金

戸別収集の導入は、集積所の管理に係る負担の軽減や資源化の促進が見込まれますが、集合住宅の居住者は排出方法に変更がないため、戸別収集により期待される効果が十分に発揮されないことが懸念されます。このことから集合住宅が集積所の管理や分別促進による資源化に取り組む際の支援を行うための補助金制度を策定しました。

#### 補助金の額

- ・補助対象事業にかかる費用の4分の3の額（上限10万円、100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）

- ・クリーンステーションの継続利用について

原則として、戸建住宅は各戸の敷地内にごみを排出しますが、一定の要件を満たしている場合には、燃やすごみの排出についてこれまで利用していたクリーンステーション（以下「CS」という。）を継続して利用できる制度を策定しました。

#### 継続利用が認められるCSの条件

継続利用しようとするCSが、以下すべての条件を満たしている必要があります。

- (1) 戸別収集導入以前から利用しているCSであること
- (2) CS単位で利用者全員が継続利用に同意していること
- (3) 道路安全に影響を及ぼさないこと

- ・市民周知

- (1) 説明会

戸別収集について、導入の目的、実施までのスケジュールや開始までに準備することなどの内容を中心に説明会を実施しました。

（令和6年度は60回開催し、約1,900名が参加しました。）

- (2) 戸別収集説明動画

本市における戸別収集を説明する動画を作成し、鎌倉市公式YouTubeに公開しました。

- (3) 広報かまくら

広報かまくら10月号で戸別収集に関する特集を組み、周知を図りました。

- (4) 戸別収集リーフレットの配布

戸別収集の実施に関するリーフレットを作成し、広報かまくら12月号と併せて配布しました。

- (5) 自治会町内会

自治会町内会向けに戸別収集に関するチラシを配布しました。

- (6) ポスター掲示

	<b>3. 資源物やごみの処理</b> <b>1. 処理の概要</b>	
--	--	--

市内公共施設（鎌倉市役所本庁舎、鎌倉市各支所）にポスターを掲示しました。

(7) カレンダー配布

先行地区を対象にごみ収集の週間カレンダーを作成し、対象世帯全戸に配布しました。

(8) クリーンステーション看板

先行地区のクリーンステーションに燃やすごみの排出方法が戸別収集に移行することを周知する看板を設置しました。